

広島県公立大学法人評価委員会の目的等について

1 広島県公立大学法人評価委員会について

設置根拠	地方独立行政法人法第 11 条第 1 項（知事の附属機関） （広島県公立大学法人評価委員会条例で組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定める。→参考資料②）
委員	5 人以内（教育研究又は経営に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。）
任期	2 年（H18.8.1～）
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務の実績に関する評価 ・その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項の処理
事務	<p>法人の業務実績に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各事業年度に係る法人の業務の実績に関する評価（§ 28-1） ② 中期目標に係る法人の業務の実績に関する評価（§ 30-1） ③ 評価結果の法人に対する通知，業務運営の改善その他の勧告（§ 28-3・§ 30-3） ④ 評価結果の知事に対する報告及び公表（§ 28-4・§ 30-3） <p>知事への意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見（§ 31-2） ⑥ 知事が法人の業務方法書を認可する際の意見（§ 22-3） ⑦ 知事が中期目標を定め，又は変更する際の意見（§ 25-3） ⑧ 法人が中期計画を作成・変更することを知事が認可する際の意見（§ 26-3） ⑨ 知事が法人の財務諸表を承認する際の意見（§ 34-3） ⑩ 法人が残余金を剰余金の使途へ充てることを知事が承認する際の意見（§ 40-5） ⑪ 法人が積立金を次期中期目標期間の業務の財源へ充てることを知事が承認する際の意見（§ 40-5） ⑫ 法人が限度額を超えて短期借入金をすることを知事が承認する際の意見（§ 41-4） ⑬ 法人が短期借入金の借換をすることを知事が認可する際の意見（§ 41-4） ⑭ 法人が重要な財産を譲渡又は担保に供することを知事が認可する際の意見（§ 44-2） <p>意見の申出</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑮ 法人が知事に届け出た役員報酬等の支給基準に係る知事に対する意見の申出（§ 56-1）

2 中期目標・中期計画について

中期目標

根 拠	<p>地方独立行政法人法第25条第1項、第78条第1項</p> <p>設立団体の長は、3年以上5年以下の期間（※ 公立大学法人の場合、<u>6年間</u>）において<u>地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標</u>（以下「<u>中期目標</u>」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、<u>公表</u>しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>
法定事項	<p>地方独立行政法人法第25条第2項、第78条第2項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中期目標の期間（→6年間） 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 4 財務内容の改善に関する事項 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 6 その他業務運営に関する重要事項
そ の 他	<p>地方独立行政法人法第25条第3項</p> <p>設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、<u>評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</u></p>

中期計画

根 拠	<p>地方独立行政法人法第26条第1項</p> <p>地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「<u>中期計画</u>」という。）を作成し、<u>設立団体の長の認可を受けなければならない。</u>これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u></p>
法定事項	<p>地方独立行政法人法第26条第2項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 6 剰余金の使途 7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
そ の 他	<p>地方独立行政法人法第26条第3項、第5項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、<u>評価委員会の意見を聴かななければならない。</u> ・地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を<u>公表しなければならない。</u>

公立大学法人県立広島大学中期目標・中期計画の項目（案）

〔前文〕大学の基本的な目標

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

II 大学の教育研究等の質の向上

1 教育

- (1) 教育の成果
- (2) 教育内容等
- (3) 教育の実施体制等
- (4) 学生への支援

2 研究

3 地域貢献

- (1) 地域社会との連携
- (2) 国際交流等

III 業務運営の改善及び効率化

- (1) 運営体制の改善
- (2) 教育研究組織の見直し
- (3) 人事の適正化
- (4) 事務の効率化・合理化

IV 財務内容の改善

- (1) 自己収入の増加
- (2) 経費の抑制
- (3) 資産の運用管理の改善

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供

VI その他業務運営に関する重要目標

- (1) 施設設備の整備・活用等
- (2) 情報公開等の推進
- (3) 安全管理
- (4) 社会的責任

VII 予算，収支計画及び資金計画

VIII 短期借入金の限度額

IX 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

X 剰余金の使途

中期計画のみの項目